

注 意！

平成 24 年 3 月 5 日

会 員 各 位

(社) 山口県 L P ガス協会
事 務 局

1 4 条書面の保存用記録紙の退色現象について

山口県 L P ガス協会の斡旋物品である 14 条書面（クーリングオフ条項のある書面）の保存用記録紙に記載された文字が、その記録紙の保管中に部分的にうすくなり、一部には判読困難な状況にまで退色していることが判明した。

県協会では、この事態の重大性を鑑みて、印刷会社を通して退色の原因究明を要請したところ、このノーカーボン紙の製造メーカーより、退色の調査結果について報告がありましたのでお知らせします。

(調査結果)

- (1) 退色していない部分に関して、発色文字は何らの影響を受けておらず、また、正常に発色していること。原紙に関して発色性能等の品質に問題のない製品であることを確認したこと。
- (2) この記録紙の退色の発生状況について確認したところ、退色部分は円形（ドーナツ形状）で発色がうすくなっていることが確認できたこと。
- (3) 退色部分の形状は、直径 130mm 弱の円形で、当該円形の中心部には直径 10mm 程度となる円形内には発色が残っていたこと。

(推定原因)

退色が円形（ドーナツ形状）に発生していることから、保管中の記録紙に重ねた CD の様な形状をした円形の物質に含まれる成分の影響を受けて、発色文字が退色したものと推察する。

なお、他府県において同様な事例があり、自記圧力計用の円形記録紙と一緒に重ねて保管したところ、記録紙の部分のみ円形に発色文字が消えたことがあった。

製造メーカーにおいて発色させたノーカーボン紙に円形記録紙を重ね、発色文字への影響について実験したところ、保管後 3 ヶ月程度から消え始め、半年経過後では判読困難な程度まで発色文字が退色していた。

(対策)

- (1) ノーカーボン紙の発色文字は化学反応で発色しており、水分・油分（食用油・ハンドクリーム・シャチハタインク等）や紫外線・酸化防止剤等に触れることで退色することがあるので、ノーカーボン紙の使用時や保管等にはこのことを十分に留意しておくこと。
- (2) 発色した記録紙を保管する際には、できるだけノーカーボン紙単体とし、紫外線や高温多湿の環境を避けること。